

## ドライバーモニタリングシステムについて（UN-R182 及び UN-R183 関係）

### ● 適用範囲

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

### ● 改正概要

- 国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第198回会合において、「運転者の眠気・注意力警告システムに係る協定規則（第182号）」及び「高度運転者注意散漫警報システムに係る協定規則（第183号）」が新たに採択されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。（要件は別紙参照）
- 一方、これらの国際基準については、日本の「ドライバーモニタリングシステム基本設計書」の要件を反映させるなど、実効性の向上に向けた要件強化の議論が継続していることを踏まえ、国際基準改正までの間に適用することを前提として、当該基本設計書と同等の代替の技術基準を定め、国際基準又は当該代替の技術基準の要件に適合するドライバーモニタリングシステムの装備を義務づける。

### ● 改正時期（予定）

令和8年9月下旬

### ● 適用時期（予定）

下記のとおり、新型車及び継続生産車に対して義務づけを行う。

新 型 車：令和13年9月

継続生産車：令和15年9月

（一部車種への適用日については調整中）

- 令和8年3月に国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ドライバーモニタリングシステム※<sup>1</sup>に関する国際基準が成立し、令和8年9月（予定）の発効に合わせて、国内基準にも取り入れる。  
※<sup>1</sup> カメラ等を使用して眠気や脇見を検知し、運転者の状況に応じて警報音等で注意する装置
- 一方で、これらの国際基準については、日本の「ドライバーモニタリングシステム基本設計書」の要件を反映させるなど、実効性の向上に向けた要件強化の議論が継続していることを踏まえ、国際基準改正までの間に適用することを前提として、当該基本設計書と同等の代替の技術基準を定め、国際基準又は当該代替の技術基準の要件に適合するドライバーモニタリングシステムの装備を義務づける。

## 主な要件

### ○ 眠気の警報に関する要件（UN-R182）

- 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること  
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ドライバーの眠気が一定の水準に達した場合に警報すること

### ○ 脇見の警報に関する要件（UN-R183）

- 速度が20km/h以上において作動すること
  - ドライバーの視線が向けられている領域を監視し、次の場合にドライバーに対して警告を行うこと
    - ✓ 50km/h以上かつ手元※<sup>2</sup>を3.5秒間注視している、
    - ✓ 20超～50km/h未満かつ手元を6秒間注視している
- ※<sup>2</sup> 運転者から見て前方左右55°以内で、下方30°より下の領域（窓の部分除く）

ドライバモニタリングシステムのイメージ



出典：UDトラックスHP

## 対象車両

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

## 適用日

下記のとおり、新型車及び継続生産車に対して義務づけを行う。

新型車：令和13年9月 / 継続生産車：令和15年9月（一部車種への適用日については調整中）